

一般社団法人山口県社会福祉士会

第33回定時社員総会

議案資料集



期 日 2026年3月28日(土)

場 所 YMfg 維新セミナーパーク

一般社団法人山口県社会福祉士会 第33回定時社員総会

議案資料集目次・日程

■目次

I 議案

第1号議案	2026年度事業計画	・・・	P 1
第2号議案	2026年度収支予算	・・・	P 24

(青色の下線部をクリックすると、該当ページに移動します)

■日程

13:00～14:30

『定時社員総会』

15:00～16:30

『定時社員総会 記念講演会』

テーマ：『社会福祉士に期待すること

－ 地域共生社会の創造における私たちの役割 －』

講師：草平 武志 氏（山口県立大学名誉教授）

一般社団法人山口県社会福祉士会

第33回定時社員総会

第1号議案

2026年度事業計画

【 目次 】

青色の下線部分をクリックすると、該当のページへ移動します。

- ◆ [第二期中期計画（2025～2029年度）](#)
- ◆ [組織図](#)
- ◆ [全部共通事業](#)

- ◆ [権利擁護推進部](#)
 - [障害者権利擁護センター委員会](#)
 - [こども権利擁護推進委員会](#)
 - [高齢者権利擁護推進委員会](#)
 - [権利擁護センターぱあとなあ山口委員会](#)

- ◆ [地域支援部](#)
 - [スクールソーシャルワーク委員会](#)
 - [司法ソーシャルワーク委員会](#)
 - [災害支援委員会](#)

- ◆ [人材育成部](#)
 - [キャリア教育推進委員会](#)
 - [スーパービジョン委員会](#)
 - [生涯研修センター委員会](#)

- ◆ [地域活動部](#)
 - [岩国市・和木町ブロック](#)
 - [柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック](#)
 - [周南市・下松市・光市ブロック](#)
 - [防府市ブロック](#)
 - [山口市・美祢市ブロック](#)
 - [萩市・長門市・阿武町ブロック](#)
 - [宇部市ブロック](#)
 - [山陽小野田市ブロック](#)
 - [下関市ブロック](#)

1 基本方針

社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第一期中期計画（5 か年目標 2020-2024）の成果と課題を踏まえ、新たに事業運営体制を再検討するとともに、第二期中期計画（5 か年目標 2025-2029）を策定しました。

今年度は、委員会・ブロックの活動を継続的かつ強化して取り組み、組織基盤の整備・強化と活動の活性化を図ってまいります。

2 事業方針

基本方針にもとづき、次の事業方針を挙げる。

(1) 組織基盤の整備・強化

ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担える組織基盤の整備・強化を図るため、強い組織化、会員支援の整備・強化、事務局体制の強化を行う。

1) 強い組織化

- ① 本会や社会福祉士へのニーズに応える事業を推進するため、中期目標の実現に向け、第一期中期計画の実施状況を評価しながら、重点目標を掲げる。
- ② 新入会員の拡大を図る。
- ③ 会員参加型の法人運営の推進を目指すため、会活動へのマンパワーの拡大を進める。
- ④ 財政の健全化と強化を目指すため、財源と事業の均衡状態を確立するとともに、新たな収入を確保する。
- ⑤ ブロック活動を活性化させて、普及・啓発・入会促進や参加率の向上に向けた取り組みを行う。

2) 事務局体制の強化

- ⑥ 業務運営の安定化と効率化を図れるよう、事務局体制を強化する。

(2) 次世代・後継者育成の強化

社会福祉士として、次世代を担うこどもたち、資格取得を目指す方、そして、後継者の育成を図る。

- ① 社会福祉士を目指すこどもたちを増やすため、こどもへの働きかけを推進する。
- ② 社会福祉士資格取得を目指す学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力やソーシャルワークの実践事例を発信する。また、養成施設との連携強化を図る。
- ③ 権利擁護と福祉の増進に貢献できる資質を有する社会福祉士の養成を目指して、社会福祉士国家試験の合格に資することができるように、全国統一模擬試験の機会を提供する。

(3) 権利擁護及び地域福祉の増進

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進を図るため、地域支援部の強化・拡充、権利擁護推進部の強化を行う。

1) 地域支援部の強化・充実

- ① こども家庭支援に関する事業の促進を図るため、スクールソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ② 罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進を図るため、司法ソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ③ 災害支援事業の推進を図るため、本会災害支援協力員の拡大、山口県 DWAT（災害派遣福祉チーム）への協力、日本社会福祉士会との連携した災

害支援の協力を行うため、災害支援委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。

2) 権利擁護推進部の強化

- ④ 権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進を図るため、権利擁護センターぱあとなあ山口委員会活動の充実・拡大に向けた取り組みを行う。
- ⑤ 障害者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、障害者権利擁護センター運営事業を充実させる。
- ⑥ 高齢者の虐待防止・権利擁護の増進を図るため、高齢者虐待対応関係者研修を充実させる。また、専門職派遣事業の推進を図る。
- ⑦ こどもの権利擁護体制を充実させるため、一時保護所・児童相談所・児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践するため、こどもの権利擁護事業の推進を図る。

(4) 専門性の向上（人材育成部の強化）

社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるため、キャリアアップ体制の強化、専門的・実践能力の向上、認定社会福祉士制度の普及・認定社会福祉士取得の推進を行う。

- ① 社会福祉士後進育成のため、実習指導者の養成と実習現場の支援の推進を行うため、キャリア教育推進委員会の活動を充実させる。
- ② 認定社会福祉士の資格取得支援の推進を図るため、スーパービジョン委員会の活動を充実させる。
- ③ 生涯研修センター委員会を設置して、生涯研修制度の周知及び基礎研修の質の担保や専門的・実践力の向上に向けた取り組みの推進を図る。

(5) 発信力の強化

本会の事業の取り組みや社会福祉士の専門性などの情報発信の強化を図り、社会的認知の向上を図る。

1) 情報発信の強化

- ① 既存の情報発信媒体を活用して、会の役割・責任・魅力発信の強化を図る。

2) 社会的認知度の向上

- ② 社会福祉士の役割と機能を浸透させるため、社会福祉士の講師紹介などの事業を推進する。

(6) ネットワークの構築・強化

会員相互の交流促進、そして、行政や県内外のソーシャルワーク関連団体及び関連団体以外との連携を進め、ネットワークの構築を図る。

1) 行政との連携

- ① 行政との連携強化を図るため、地域における活動基盤の強化・拡大に取り組む。

2) 県内外のソーシャルワーカー関係団体との連携

- ② 山口県ソーシャルワーカー連絡協議会の連携強化を図るため、年2回協議会へ参画するとともに、SWDの協働開催やソーシャルアクションの推進を行う。
- ③ 日本社会福祉士会との連携強化を図り、広く社会福祉の向上に貢献する。
- ④ 都道府県社会福祉士会との連携強化を図り、会員が生涯にわたって研鑽を重ねることを支援する。

3) 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携

- ⑤ 分野別団体との連携促進を図るため、研修などの後援申請の増進や連絡会等への参画推進を行う。

事業遂行は、オンデマンド形式・オンライン形式・参集形式・ハイフレックス形式など、内容の目的や効果に応じて方法を選択しながら実施する。

(1) 役員会等の開催

事業方針にもとづき、役員会等並びに各部及び委員会等は次の事業を行う。

- ① 定時社員総会 年2回
- ② 通常理事会 年4回
- ③ 業務執行理事会議 年4回
- ④ 部合同会議 年4回
- ⑤ 監査 年1回
- ⑥ 各部・各委員会・各ブロック会議 随時

(2) 全部共通事業

事業方針にもとづき、各部は共通事業として、次の事業を行う。

- ① 会の役割・責任・魅力発信の強化
会報やSNSなどを活用して、会活動の魅力や社会福祉士の存在感を発信する。
- ② 養成施設への働きかけ・連携の強化
社会福祉士養成校の学生に対して、会の意義・入会の意義・会の魅力の発信およびソーシャルワーク実践事例を発信する。
- ③ こどもへの働きかけを推進
社会福祉士を目指すこどもたちを増やす取り組みを行う。

(3) 権利擁護推進部

事業方針にもとづき、権利擁護推進部は次の事業を行う。

- 所属委員会（障害者権利擁護センター委員会、こども権利擁護推進委員会、高齢者権利擁護推進委員会、権利擁護センターぱあとなあ山口委員会）
- 部担当理事（越智尚史、高木裕美、植木亨、平本康喜）

■委員会名：障害者権利擁護センター委員会

- 委員長：磯地美香
- 副委員長：石津育幸
- 委員：岡本英樹、伊藤孝司、平岡龍一郎、原田和夫、荒川奈津枝、石川智子、森尾憲嗣、橘康彦、末田真由美、池本恭子、杉岡弘基

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、虐待発生後に適切な支援を行うため、関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 障害者虐待防止法の周知啓発を図る。
- 障害者虐待防止について、研修会、派遣活動等を通じて適切な支援を行う。

【重点目標】

障害者虐待防止法の一層の周知啓発を図るとともに、障害者虐待の未然防止に向けた取り組みを図る。

【活動内容】

1 委託事業の運営

山口県より、障害者権利擁護センター運営事業を受託（予定）し、次の事業を展開する。

(1) 山口県障害者権利擁護センター相談窓口の設置

社会福祉士1名を配置し、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介

(2) 支援専門職チームの派遣

障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他援助

(3) 虐待事例の分析・市町の事例検討会への専門的助言

障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析及び提供並びに市町の事例検討会への専門的助言

(4) 障害者虐待防止・権利擁護研修の開催

(5) 関係機関等に対する普及啓発及び研修

(6) 障害者差別解消法の相談窓口の設置

2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

4 委員会の開催

上記の事業の遂行にあたり年6回委員会議を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：こども権利擁護推進委員会

○委員長：杉山美羽

○副委員長：讃井康一

○委員：橋本達哉、森永真里子、橋本嘉美、高木裕美

【委員会設置目的】

こどもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）し、こどもの権利擁護体制を充実させるため、県が設置する社会福祉審議会等を活用し、県の実情に合わせた、児童養護施設等に入所する児童の意見表明を受けとめる体制づくりを検討・実践する。

【活動内容】

1 委託事業の運営

山口県より、こどもの権利擁護のための相談体制事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

(1) 意見表明等支援員の配置及び管理

(2) 訪問型アドボカシーサービスの仕組みづくり

(3) 意見表明等支援員の養成研修

(4) アドボカシーの周知・啓発

(5) 訪問型アドボカシー相談

2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

4 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり、スーパーバイザーを迎え、年12回委員会及びアドボケイト定例会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：高齢者権利擁護推進委員会

○委員長：安光正之

○委員：山本まゆみ、木原伸、上野綾乃、木原久美

【委員会設置目的】

権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるように、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターで従事する社会福祉士を支援する。

【基本方針】

- 地域包括支援センターにおいて対応に苦慮することが多い「高齢者虐待対応」についての研修会や情報交換をおこなう機会をつくることで、県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。
- 研修会を通じ、各圏域の地域包括支援センターが抱える課題について、圏域に所属する地域包括支援センター虐待対応者同士が身近な相談者となり、課題解決ができるようネットワーク形成を図る。

【重点目標】

県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

【活動内容】**1 委託事業の運営**

山口県より、高齢者権利擁護推進事業、地域包括ケア専門職派遣システム構築事業、住宅改修等点検に係る専門職派遣事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

（1）高齢者権利擁護推進事業

- ①相談調整窓口の設置
- ②権利擁護支援専門職チームの派遣、及び派遣効果や課題の検証
- ③高齢者虐待対応等の権利擁護に関する事例検討会及び業務についての悩みやストレスの解消につながる研修会や情報交換会の開催

（2）地域包括ケア専門職派遣システム構築事業

- ①相談調整窓口の設置
- ②地域包括支援センター等への専門職や学識経験者派遣

（3）住宅改修等点検に係る専門職派遣事業

- ①相談調整窓口の設置
- ②市町への専門職派遣

2 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

3 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

4 委員会を年3回程度開催

上記の事業の遂行にあたり年3回程度委員会議を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：権利擁護センターぱあとなあ山口委員会

- 委員長：金江浩子
- 副委員長：田中英之
- 委員：矢野千春、畠中英二、宮下紀子、安光あゆみ、大野奈央子、瀧口コヅエ、藤田和博、桑原美智子、綿谷裕貴、亀山雄樹

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送ることができるように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う。

【基本方針】

- 地域住民が抱える課題解決やニーズに応えるため、社会福祉士が身近な存在となるよう、社会福祉士の活動を広く地域住民に周知していくことができるように努める。
- 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び対人援助技術等の向上を目指す。
- 各圏域の活動を活性化し、会員同士の顔が見える関係をつくることで、相互に協力し支え合う組織づくりを目指す。
- 弁護士会等他の職能団体や関係機関との協同、連携の強化に努める。

【重点目標】

- ・ 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び意思決定支援の下での本人のための財産管理・身上保護の取組の向上を目指す。
- ・ 民法（成年後見等関係）等の改正に関する動向を踏まえながら、専門職後見人として適切な後見活動が行えるよう、引き続き研鑽に努める。

【活動内容】

1 権利擁護に関する相談事業

- (1) 本会事務局に相談窓口の設置
- (2) 山口県弁護士会が実施している高齢者・障害者出張相談への会員派遣

2 未成年後見人等・成年後見人等候補者の推薦に関する事業

- (1) 未成年後見人等、成年後見人等の推薦
- (2) 未成年後見人等、成年後見人等受任者の支援
- (3) ばあとなあ名簿追記登録審査、ばあとなあ名簿登録審査
- (4) ばあとなあ活動報告チェック（年1回）
- (5) 業務監査委員会の開催（年1回）
- (6) ピア・グループ・スーパービジョンの実施（年1回程度）新
- (7) 本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置

3 研修等に関する事業

- (1) 成年後見人材育成研修への受講者の推薦
- (2) 名簿登録研修の開催（年1回）
- (3) 名簿登録更新研修の開催（年2回）
- (4) 圏域ごとに弁護士会との合同勉強会の開催
- (5) ばあとなあ山口全体会議で事例検討や勉強会の実施（年3回）

4 啓発事業に関する事業

- (1) 成年後見制度活用セミナー（仮）の開催（年1回）

5 権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業

- (1) 日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあとの連携
- (2) 山口県弁護士会との協議会の開催（年3回）
- (3) 山口家庭裁判所との連絡協議会への出席
- (4) 行政、関係機関などへの会員の派遣

6 権利擁護推進部との協働・連携

- (1) ばあとなあ山口の情報伝達手段を活用した情報提供や協力要請
- (2) 高齢者虐待対応支援専門職チームへの参画

7 委員会・全体会議の開催（年4回）

- 第1回目：審議事項）2025年度事業報告、決算報告など
- 第2回目：
- 第3回目：
- 第4回目：審議事項）2027年度事業計画、収支予算など

※日程については、弁護士会と調整中

8 その他、権利擁護に関すること

(4) 地域支援部

事業方針にもとづき、地域支援部は次の事業を行う。

○所属委員会（スクールソーシャルワーク委員会、司法ソーシャルワーク委員会、災害支援委員会）

○部担当理事（佐藤儀浩、服部恭弥、橋本千枝、川口里美）

■委員会名：スクールソーシャルワーク委員会

○委員長：岡崎裕美

○副委員長：田村真由美

○委員：藤田和博、山中翔平、高木裕美、道中朋子

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う。

【基本方針】

○ 県のFRアドバイザーに登録される社会福祉士（SSW）の推薦をする。※令和3年度からは年度ごとに募集をせず、登録解除時のみ受け付ける。

○ 県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に会員を推薦する。

○ SSWの資質向上のための、①SSW研修会（いじめの内容を含める）、②SSW初任者等研修を山口県精神保健福祉士協会、または他県社会福祉士会等と開催する。勉強会および広く活動を伝える場として③SSW未来塾を実施する。

○ SSWの雇用の安定に向けて、山口県教育委員会と意見交換・協議の場を持つ。

○ フードバンク山口及び株式会社アービングと連携して、貧困家庭への支援を展開する。

○ スクールソーシャルワークの実践を通して、子どもやその家族へ最善の支援を行っていく。

【重点目標】

1 定期的な研修や勉強会の開催により、会員の専門性の資質向上や人材確保に努める。

2 子ども、保護者、学校、教育委員会など関係機関からのクレームに対して早期に対応し、不適切な支援についての指導とスキル向上のための支援を行い、関係の改善と信用の向上に努める。

3 SSW同士の交流、学びの場の提供を行い、人材確保やエンパワメントすることでバーンアウトを予防する。

4 待遇改善に向けて、活動しているSSWへアンケート等を実施し、現状把握に努める。

5 フードバンク山口及び株式会社アービングと連携し、貧困家庭への支援の実績を積む。

【活動内容】

1 研修

現任者への研修の企画・運営

2 苦情・要望の受付窓口

3 他団体との連携

精神保健福祉士協会のSSW担当部局との連携

4 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

5 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

6 その他、SSW 事業に関わること

7 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり委員会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：司法ソーシャルワーク委員会

○委員長：橋本嘉美

○委員：讃井康一、大田純子、神田陽子、橋本千枝、池本恭子、長谷川耕二
山田和範、遠藤嵩大

【委員会設置目的】

生きづらさを抱え、罪に問われた人が社会の一員として地域で自律した生活を送ることができるよう、司法ソーシャルワークに関する事業を行う。

【基本方針】

- 1 罪に問われた人はわれわれと同じ一人の人間であり、生活者であるという理念を共有する
- 2 ソーシャルワークの価値、倫理、理論、技術に基づき実践する人材を育成、支援する
- 3 罪に問われた人やその家族（以下「当事者」という。）及び関係機関からの相談に応じ、そのニーズや課題に即した支援を行う
- 4 当事者及び関係機関とともに事業を展開する
- 5 既成概念にとらわれず、柔軟な姿勢をもって権利擁護に取り組む

【活動内容】

1 司法ソーシャルワーカー（更生支援コーディネーター）の養成及び支援活動

- ① 司法ソーシャルワーカー（更生支援コーディネーター）の養成研修
- ② 司法ソーシャルワーク実践者への支援活動

2 研修

司法ソーシャルワークに関する研修等の実施

3 相談支援事業

- ① 電話相談受付事業
- ② 山口県地方検察庁との連携による相談支援事業の検討 新
- ③ 山口県弁護士会「よりそい弁護士制度」協力の検討 新

4 連携・協働

当事者（団体を含む）、医療・福祉機関、官公庁、五会連携会議（県弁護士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会、県公認心理師協会）、山口地方検察庁等との連携・協働によるネットワーク構築、研鑽、広報啓発その他活動

5 周知活動

会員に対する、司法ソーシャルワークに関する関心を高めるための周知活動

6 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

7 委員会の開催

委員会議を定例開催する。

7 その他権利擁護に関する活動

■委員会名：災害支援委員会

○委員長：藤本真樹

○委員：服部恭弥、坂井芳浩、大西勇祐、長安和美、林直人

【委員会設置目的】

長期的な展望のもと、防災・減災の取り組みや発災後のソーシャルワーカーに期待される機能とその実践力強化を目指す。

【基本方針】

1 ソーシャルワーカーとしての支援活動への取り組み姿勢と知識を学ぶとともに、平時からの災害支援体制の構築を目指す。

2 関係機関との協力体制の構築を図る。

【活動内容】

1 災害支援活動者養成研修の実施

災害支援活動への取り組み姿勢と知識の向上を図るため、支援者養成研修などを行う。

2 山口県災害派遣福祉チームとしての協力体制の構築

山口県災害派遣福祉チームの構成団体として、チーム員の増員を図る。

3 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

4 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

(5) 人材育成部

事業方針にもとづき、人材育成部は次の事業を行う。

○所属委員会（キャリア教育推進委員会、スーパービジョン委員会、生涯研修センター委員会）

○部担当理事（安光洋平、山中将嗣、佐々木啓太、松尾考真）

■委員会名：キャリア教育推進委員会

○委員長：西野宏美

○副委員長：白井智寛

○委員：内富友美、尾中未来、野田理恵、則近あゆみ、松尾考真、山中将嗣

【委員会設置目的】

人材育成の強化として、社会福祉士実習指導者の養成・支援等に関する事業を行う。

【基本方針】

○ 後継者育成の強化として、社会福祉士実習指導者の養成・支援を行う。

○ 現指導者の資質向上のためのフォローアップを行い、質の高い実習指導の提供に寄与していく。

【重点目標】

後継者育成を継続的に行えるよう、実習指導者養成を行い、県内養成校の学生が多くの施設で実習できるよう、指導者の増員・確保を目指す。現指導者のスキルアップ、フォローアップを実施し、質の向上及び実習指導へのモチベーションアップを図る。

【活動内容】

1 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修の開催

2 社会福祉士実習指導者講習会の開催

3 日本社会福祉士会との連携・協力

日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。

4 関係機関・団体との連携協力

関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。

5 委員会を開催

上記の事業の遂行にあたり委員会議を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

■委員会名：スーパービジョン委員会

○委員長：讃井康一

○委員：伊藤孝司、橋本達哉、尾中未来、橘康彦、鬼木泰子、須原志保

【委員会設置目的】

認定社会福祉士制度の普及及び取得の推進に関する事業を行う。

【基本方針】

認定社会福祉士認証・認定機構が定める「認定社会福祉士制度スーパーバイザー実施要綱」に基づき、本会所属会員が本会を介してスーパービジョンを実施する際のサポートを行う。対象は、認定社会福祉士及び認定上級社会福祉士の取得及び更新を目的として実施するスーパービジョンに限らない。

- (1) バイザー名簿の作成及びバイザーへのバイザー情報提供
- (2) スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付
- (3) バイザーとバイザーのマッチング
- (4) スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理
- (5) スーパービジョンの進捗状況の把握
- (6) バイザー、バイザーの相談及び苦情対応
- (7) バイザー、バイザーへの助言・指導
- (8) バイザーのスキルアップ
- (9) バイザー、バイザーのフォローアップ体制の構築
- (10) その他バイザー及びバイザーからの申し出に対する事務処理等
- (11) 認定社会福祉士の資格取得支援の推進
- (12) その他本委員会設置目的に合致する事項

【活動内容】

1 委員会の開催

定期的、且、必要に応じて委員会議を開催して、次のことを行う。

- ・バイザーとバイザーのマッチング
- ・スーパービジョンの進捗状況の把握
- ・バイザー、バイザーの相談及び苦情対応
- ・バイザー、バイザーへの助言・指導
- ・バイザー、バイザーのフォローアップ体制の検討
- ・その他バイザー及びバイザーからの申し出に対する事務処理等
(定期開催日時)

4、7、10、1月の第3月曜日の18時30分から20時まで、基本はオンライン。

2 スーパービジョンに係る事務処理

本会事務局で、次のスーパービジョンに係る事務処理を行う。

- ・委員会委員会議の開催調整
- ・バイザー名簿の作成及びバイザーへのバイザー情報提供
- ・スーパービジョン仮申し込み及び本申し込み受付

<p>・スーパービジョンに係る経費の請求・受領及び支払、受講管理</p> <p>3 認定社会福祉士の取得及びスーパービジョン登録・利用促進のための広報活動</p> <p>・地域ブロックにおける研修や本会基礎研修等の機会、本会会報やホームページ等を利用し、会員に認定社会福祉士あるいはスーパービジョンの意義、取得方法、活用例、実践事例を発信する。</p> <p>4 研修等への協力</p> <p>・基礎研修の講師あるいはファシリテーターとして委員を派遣し研修に協力する。</p> <p>5 日本社会福祉士会との連携・協力</p> <p>日本社会福祉士会主催による研修に委員を派遣し、復命等を通して、県内のスーパーバイザーのスキルアップを図ることで、スーパービジョンの質を担保する。</p> <p>6 関係機関・団体との連携協力</p> <p>関係機関・団体の協議会等に会員の推薦・派遣を行う。</p>

■委員会名：生涯研修センター委員会

<p>【委員会設置目的】</p> <p>日本社会福祉士会の生涯研修制度と認定社会福祉士制度と連動しながら、会員一人ひとりが専門職としての価値、知識、技術の水準の維持向上を図っていくことを目的として、他の部・委員会等と連携を図りながら研修会を実施します。基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催に加え、分野横断的研修の企画・開催準備を進めています。</p>
<p>【基本方針】</p> <p>○ 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催を行う。</p> <p>○ 分野横断的研修の企画・開催を行う。</p>
<p>【重点目標】</p> <p>生涯研修センターの事業を部・委員会等と連携を図りながら実施する。</p>
<p>【活動内容】</p> <p>1 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催</p> <p>2 講演会の開催（年2回（定時社員総会時））</p> <p>分野横断的研修等を企画して、年2回、定時社員総会に会わせて開催する。</p> <p>3 基礎研修の質の向上に向けて他の部・委員会等と連携を図り、運営を行う。</p> <p>①ソーシャルワーク理論系科目（基礎研修Ⅰ）：地域活動部にファシリテーターを依頼</p> <p>②ソーシャルワーク理論系科目（基礎研修Ⅱ・Ⅲ）：キャリア教育推進委員会</p> <p>③権利擁護・法学系科目：権利擁護センターぱあとなあ山口委員会</p> <p>④人材育成系科目：スーパービジョン委員会</p> <p>⑤サービス管理経営系科目：スーパービジョン委員会</p> <p>⑥実践評価・実践研究系科目：講師やファシリテーター中心に構成</p> <p>⑦地域開発・政策系科目：講師やファシリテーター中心に構成</p> <p>4 日本社会福祉士会との連携・協力</p> <p>日本社会福祉士会等主催による研修・会議等に会員を派遣して、復命等を通して、会員等のスキルアップを図る。</p>

(6) 地域活動部

① 全ブロック共通事業

事業方針にもとづき、各ブロックは共通事業として、次の事業を行う。

- 1) **新入会員歓迎会&会員交流会**
新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。
 - 2) **行政や関係機関などとの連携**
必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。
 - 3) **会活動のオリエンテーション**
内容：会活動、認定社会福祉士制度、e-ラーニングなど
 - 4) **会員数の増加**
会員数 750 名を目標に、ブロックで新入会員獲得目標を掲げて、入会促進を図る。
 - 5) **基礎研修 I 中間課題の取り組みへの協力**
所属ブロック会員からの依頼に応じて、協力者を調整する。
- ② **ブロック持ち回り事業**
事業方針にもとづき、各ブロックは次の事業を持ち回りで行う。
- 1) **ソーシャルワーカーデー in やまぐち**
ソーシャルワークの専門職団体との共催で、学生や県民にソーシャルワーカーの存在と役割や魅力を発信する。今年度の企画運営は、西部ブロック（下関市ブロック、宇部市ブロック、山陽小野田市ブロック）が担当する。
- ③ **各ブロック事業**
事業方針にもとづき、各ブロックは次の事業を行う

■岩国市・和木町ブロック

○ブロック選出理事：高木裕美

○ブロック長：山根茂樹

○副ブロック長：爲永良男

【重点目標】

- 社会的ニーズ又は地域課題に即したブロック研修を計画する。
- 研修を通して会員の資質向上と地域活動の活性化に繋げる。
- 会員及び福祉従事者等と親睦を図り、圏域のネットワーク強化を図る。

【ブロック独自事業】

1 定例会

- ・会員の資質向上や多職種連携につながる研修を企画する。
- ・開催頻度：年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）を予定。
- ・開催方法：集合研修を基本とする。ただし、テーマや講師の都合により Zoom によるオンライン開催も検討する。

2 情報提供・情報共有

メーリングリストを通じて研修や交流会の案内に限らず、各々の相談や意見交換が出来るツールとして活用する（現在の登録者数 90 名）

3 仲間と絆を深めよう会（年 2 回 8 月と 12 月）

方法：居酒屋等で懇親会として実施する。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 行政や関係機関などとの連携

- ・個別地域ケア会議への参加（岩国市地域包括支援センター依頼：随時）
- ・いわくに住環境・福祉機器研究会の出席（代表者 1 名）
- ・岩国市地域包括ケア推進協議会の出席（圏域各 1 名）
- ・岩国市介護認定審査会、障害支援区分審査会の出席（要請時、対応）

2 会員数の増加

新規会員数 5名を目指し、入会促進を図る。

■柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック

○ブロック選出理事：橋本千枝

○ブロック長：富田智子

【重点目標】

- 会員同士のネットワーク強化をさらに促進する。
- 会員のニーズに対応した研修計画に基づき、研修を開催する。

【ブロック独自事業】

1 定例会（ブロック研修会・会議）

「しゃべり BAR in サザンセット」

隔月（偶数月）の第2金曜19時～

【内容】・4, 6, 10, 12月：外部等講師をお招きしての研修

・8月：交流会

・2月：ブロック会議：次年度研修計画について

2 情報提供・情報共有

本会HPやメーリングリストをはじめとする連絡手段を用いながら、ブロック研修会や会議等の周知を図る。また、本会未加入者へ入会の呼びかけを行う。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

■周南市・下松市・光市ブロック

○ブロック選出理事：川口里美

○ブロック長：白井智寛

【重点目標】

- 会員相互の繋がりの強化と未入会者の勧誘による新規会員数の増加
- 多職種・関係団体との連携促進
- 地域貢献に向けた取り組みの実施

【ブロック独自事業】

1 ブロック会議・勉強会（2か月に1回程度）

会員のニーズや時事的課題などに基づいて開催。ネットワークの形成、専門職としての資質の向上や困難事例への対応策検討、多職種連携等を目的とするだけでなく、会員相互の交流の場としての役割を担えるように企画する。

2 情報提供・情報共有

ブロックLINEや県士会HP等を活用し、研修会案内などの情報発信や会員相互の繋がりを深めていく。

3 他団体や関係機関との連携強化

要請に応じブロック会員を派遣する。また、研修会の企画・開催に向けた取り組みを進める。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

7～8月頃に、新規会員を歓迎するとともに会員同士の交流を深める機会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数10名を目指し、入会促進を図る。

【全部共通事業の詳細】

1 養成施設への働きかけ・連携の強化

社会福祉士・社会福祉士会のPR活動の一環として、社会福祉士養成校の周南公立大学での実践報告者にブロック会員を派遣する。

■防府市ブロック

○ブロック選出理事：越智尚史

○ブロック長：瀧口コヅエ

○副ブロック長：西山由子

【重点目標】

- 未加入者を勧誘して新しい会員を増やす。
- 「多職種」「他職種」と連携が図れるような合同研修を企画する。
- 現地参集とZoomの双方の利点を活かして参加しやすい研修を企画する。

【ブロック独自事業】

1 勉強会及び情報交換会（4か月に1回程度）

- ・参加しやすい研修や気軽に参加できる座談会を企画し開催する。
- ・勉強会等を通じて、他士業等の役割を理解し連携する。
- ・勉強会や情報交換会に参加した未加入者への入会の声掛けを行う。

2 他団体との合同研修会

- ・防府薬剤師会等と合同で年1回程度研修会を企画開催する。

3 情報提供・情報共有

- ・メーリングリストを活用し、会員相互の連携や親睦が図れるようにする。
- ・LINEグループの充実を図る。会員以外に興味のある方にも声掛けできるように情報共有する。

4 親睦会（顔の見える関係作り）

- ・研修会後の交流会など企画して開催する。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

夏頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数2名を目指し、入会促進を図る。

■山口市・美祢市ブロック

○ブロック選出理事：山中将嗣

○ブロック長：須原志保

○副ブロック長：大枝康祐

【重点目標】

- 研修参加を通して会員としての意識を高める。
- 会員同士のネットワークを作り、顔の見える関係づくりを目指す。
- 他職能団体や関係機関との連携を強化する。

【ブロック独自事業】

1 研修会

会員のスキルアップや連携強化につながるような研修を以下の予定で実施する。

- ① 5月 ブロック会議（オリエンテーション、研修内容の検討、ミニ事例検討会）
- ② 7月 事例検討会及び懇親会
- ③ 9月 ブロック研修（講師）
- ④ 10月 ブロック会議（オリエンテーション、来年度計画案、ミニ事例検討会）
- ⑤ 11月 ブロック研修（お仕事紹介）
- ⑥ 1月 ブロック研修（講師）

2 地域貢献活動部

適宜有志を募り地域でのボランティア活動を実施

3 情報提供・情報共有

ブロック LINE や県士会の HP、メーリングリストを活用し、情報の共有と会員相互の繋がりを深める。他ブロックとの連携。LINE を活用したアンケートの実施。

4 社会福祉士全国統一模擬試験のスタッフ（試験管）にブロック会員を派遣する。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として夏と冬の年2回開催する。親睦レクリエーションを適宜企画する。

2 会員数の増加

新規会員数10名を目指し、入会促進を図る。

【全部共通事業の詳細】

1 養成施設への働きかけ・連携の強化

社会福祉士・社会福祉士会の PR 活動の一環として、社会福祉士養成校の山口県立大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

■萩市・長門市・阿武町ブロック

○ブロック選出理事：松尾考真

○ブロック長名：山本顕信

○副ブロック長名：上田誠

【重点目標】

- 新規入会の促進、会活動の活性化。
- 研修会や懇親会の開催により、会員同士・関係機関とのネットワーク強化。
- メーリングリスト等を活用し、会の情報を発信していく。

【ブロック独自事業】

1 情報提供・情報共有

メーリングリストや LINE などを利用して、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

2 研修会（年2回）

委員会活動についての研修会や多職種が関心をもてる研修会を検討し開催する。

- ・前期（4～9月）外部講師による研修会開催
- ・後期（10～3月）外部講師による研修会開催

3 会員同士の親睦を深める

年1回（12月：萩市内）、懇親会を開催する。

- ・基礎研修や認定社会福祉士、委員会の活動内容を懇親会で紹介する。
- ・自分の働いている職場、仕事内容についての紹介、情報共有、会員同士の交流。
- ・LINE グループを活発に利用し、会員相互の繋がりを深める。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数5名を目指し、入会促進を図る。

【全部共通事業の詳細】

1 養成施設への働きかけ・連携の強化

社会福祉士・社会福祉士会のPR活動の一環として、社会福祉士養成校の至誠館大学での実践報告者に、ブロック会員を派遣する。

■宇部市ブロック

○ブロック選出理事：神田陽子

○ブロック長：安光洋平

○副ブロック長：古富真、池本恭子

【重点目標】

- 会員間の相互のつながりの強化
- 会員数の増加
- 会員が参加したいと思える研修の開催

【ブロック独自事業】

1 勉強会

年2回実施

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会、会活動のオリエンテーション

2 会員数数の増加

新規会員数 3名を目指し、入会促進を図る。

■山陽小野田市ブロック

○ブロック選出理事：植木亨

○ブロック長名：若松勇輔

○副ブロック長：野原庸平

【重点目標】

- ブロック会員のネットワークづくり
- ブロック会員による他機関とのつながりを強化
- 社会福祉士として活躍場を広げるためのスキルアップ研修会の実施

【ブロック独自事業】

1 研修会

年に4回程度の情報交換会や研修会を開催。

2 会員同士の連携強化

会員間の交流を深め、ブロックの活性化へと繋げる。

3 情報提供・情報共有

SNS（オープンチャット）を活用し、ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

6月末頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する。

2 会員数の増加

新規会員数3名を目指し、入会促進を図る。

■下関市ブロック

○ブロック選出理事：佐藤義浩

○ブロック長名：道中朋子

○副ブロック長名：宅野浩未

【重点目標】「笑顔もご縁もウマクウマれて、ウマみを感じる」一年に。

○ 複雑且つ多様な社会環境の変化にともない、変化する福祉課題について把握していく。

○ 勉強会等を通じて、関係機関・団体等と交流をはかり、地域のネットワークの環境整備をする。

○ 定例勉強会、福祉啓蒙活動等を通じて、会員同士のつながりを図る。また、新規加入者の掘り起こしをする。

○ 県事務局のホームページを活用して、各活動の案内等の周知を図る。

【ブロック独自事業】

1 研修会

年3回研修会の実施

2 施設見学会

年1回施設見学の実施予定。

3 地域活動への参加

社会福祉士の認知度をあげていくために、「馬関祭り愛の広場」と「お寺マルシェ（専修寺）」へ参加予定

4 他団体との連携

他職能団体（下関市介護支援専門員協会、山口県介護福祉士会下関市ブロック）と研修実施予定。

【全ブロック共通事業の詳細】

1 新入会員歓迎会&会員交流会

12月頃に、新規会員を歓迎するとともに会員間の交流を深める機会として開催する

2 会員数の増加

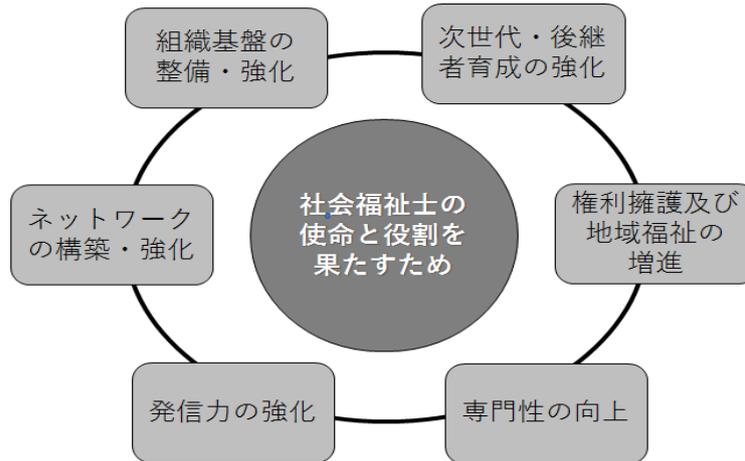
1名でも多くの方に会の魅力を知っていただき、入会促進を図る。下関市ブロック LINEグループへの参加促進。新規会員数5名を目指す。

一般社団法人山口県社会福祉士会
第二期中期計画（2025～2029年度）

私たちは、社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与します。

そのために職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行うために、第二期中期計画（5か年目標 2025-2029）を策定しました。

第二期中期計画では、次の6つの基本方針に基づき、ソーシャルワークの職能団体としての使命と役割を担えるよう目標の達成を見据えた取り組みを推進します。



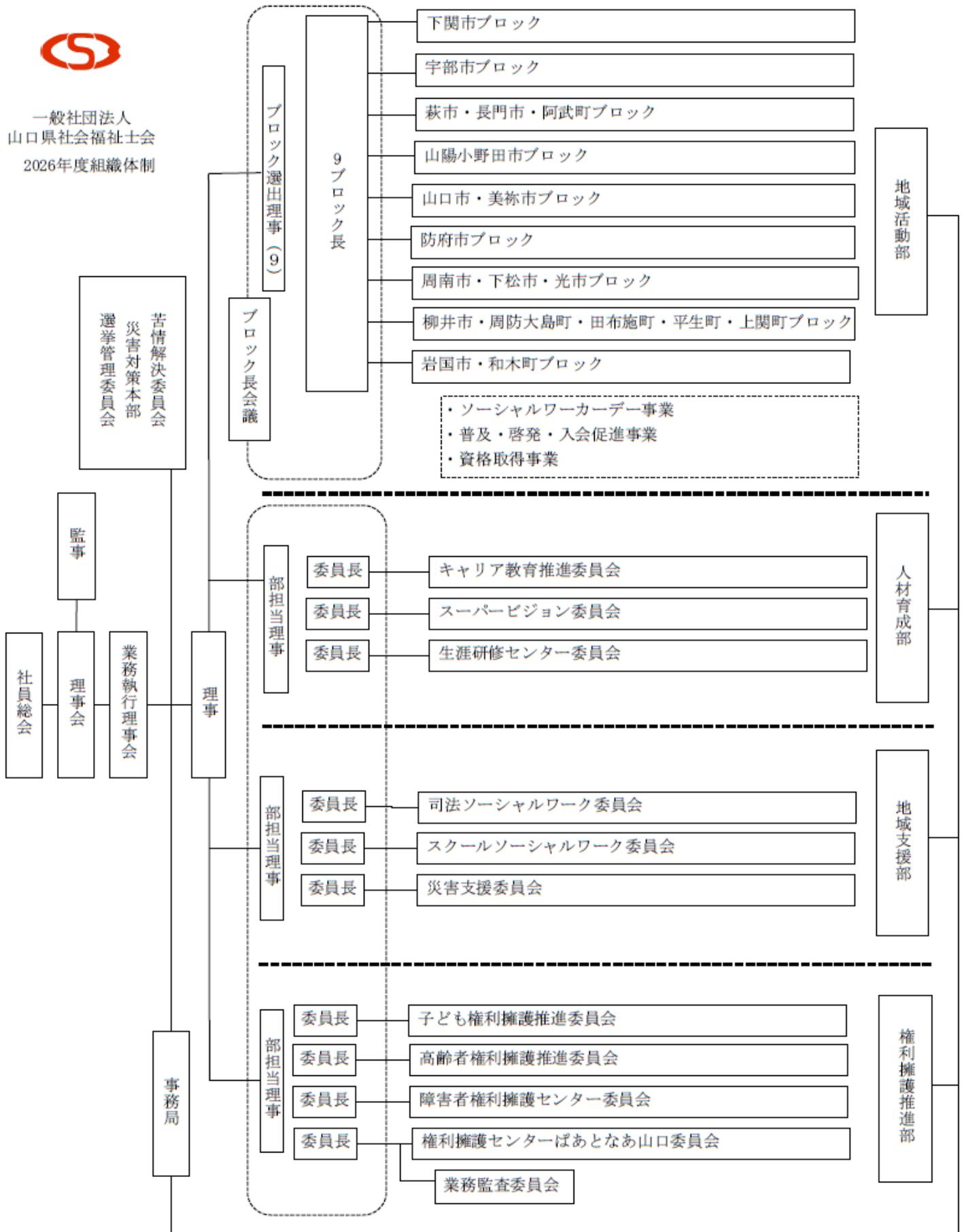
基本方針		目標	事業項目
分類	内容		
組織基盤の整備・強化	1 強い組織化	①本会や社会福祉士へのニーズに応える組織体制の強化 ②会員数の増加 ③会員参加の法人運営の推進 ④財政の健全化・強化 ⑤地域活動部の活性化	・中期計画の評価 ・重点目標の設定 ・目標会員数の確保 ・会活動へのマンパワーの拡大 ・財源と事業の均衡状態の確立 ・新たな収入源の確保 ・身近な地域での活動の場づくりの推進 ・会員相互交流の活性化 ・活動量の最低水準化 ・地域に即した活動の強化 ・会員ファーストの活動重視 ・計画に応じた財源導入の意識化 ・地域貢献活動の推進 ・普及・啓発・入会促進
	2 事務局体制の強化	⑥業務運営の安定化と効率化	・事業運営と推進のサポート強化 ・雇用環境の改善

次世代・後継者育成の強化	1 次世代育成の取組み強化	①こどもへの働きかけ推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士を目指すこどもを増やす ・福祉教育の増進
		②養成施設への働きかけ・連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・会の意義・入会の意義・会の魅力の発信 ・ソーシャルワーク実践事例の紹介 ・養成施設との連携強化
		③資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士全国統一模擬試験の充実
権利擁護及び地域福祉の増進	1 地域支援部の強化・拡充	①こども家庭支援に関する事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大
		②罪を犯した高齢者・障害者への支援に関する事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・司法ソーシャルワーク委員会活動の充実・拡大
		③災害支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害支援委員会の整備・充実・拡大
	2 権利擁護推進部の強化	④権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センターぱあとなあ山口委員会活動の充実・拡大
		⑤障害者の虐待防止・権利擁護の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利擁護センター運営事業の充実
		⑥高齢者の虐待防止・権利擁護の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者権利擁護推進事業の充実
		⑦社会的養護のこども権利擁護推進環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護のこども権利擁護推進環境整備事業の充実
専門性の向上	1 人材育成部の強化	①社会福祉士実習指導者の養成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育推進委員会活動の充実・拡大
		②認定社会福祉士の資格取得支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパービジョン委員会活動の充実
		③生涯研修の普及・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯研修センター委員会の整備・充実・拡大 ・基礎研修の質の担保 ・地域を基盤として、独立・開業している社会福祉士などの相互交流・資質向上の取り組み促進 ・ジェネラルな視点を持ってスペシフィックなソーシャルワーカーの育成 ・理論とアプローチに基づいた実践力の向上 ・高い倫理観の確立 ・実践研究の質の向上及び実践を発表する機会の確保（他団体との連携）

化 発信力の強	1 情報発信の強化	①会の役割・責任・魅力発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSなどの電子情報媒体の活用 ・ ネットワークリストの普及・拡大
	2 社会的認知度の向上	②社会福祉士の役割と機能の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士の存在感を発信（講師派遣など）
ネットワークの構築・強化	1 行政との連携	①行政との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における活動基盤の強化・拡大
	2 県内外のソーシャルワーカー関係団体との連携	②山口県ソーシャルワーカー連盟との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SWDの協働開催 ・ ソーシャルアクションの推進
		③日本社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連合体としての連携
		④都道府県社会福祉士会との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国ブロック会議への参画推進 ・ 基礎研修における連携 ・ 認証された研修に関する連携 ・ 近隣県士会との情報交換
3 県内のソーシャルワーカー関係団体以外との連携	⑤分野別団体との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修などの後援申請の増進 ・ 連絡会等への参画 ・ 多職種・異業種との協働事業の展開 	



一般社団法人
山口県社会福祉士会
2026年度組織体制



【 全部会の共通事業 】

- ・ 次世代育成事業
- ・ 広報事業
- ・ 基礎研修の運営
- ・ 年2回定時社員総会 記念講演会の企画

一般社団法人山口県社会福祉士会

第33回定時社員総会

第2号議案

2026年度収支予算

**一般社団法人山口県社会福祉士会
収支予算案**

2026年4月1日から2027年3月31日まで
(単位：円)

全会計

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	150,000	150,000	0	
受取入会金	150,000	150,000	0	・新入会員数(30)
受取会費	13,345,000	13,285,000	60,000	
正会員受取会費	10,500,000	10,500,000	0	・正会員数(700)
賛助会員受取会費	15,000	15,000	0	・賛助会員数(個人5, 法人2)
ばあとなあ会員受取会費	2,830,000	2,770,000	60,000	・ばあとなあ会員数(200) ・名簿登録者数(120) ・事業運営受任負担金
事業収益	2,644,000	2,635,000	9,000	
資格取得支援事業収益	350,000	350,000	0	・部共通事業
地域権利擁護事業収益	194,000	36,000	158,000	・権利擁護センターばあとなあ山口委員会事業 ・スクールソーシャルワーク委員会事業 ・司法ソーシャルワーク委員会 ・災害支援委員会
会員活動支援事業収益	20,000	19,000	1,000	・地域活動部事業
福祉人材育成事業収益	2,080,000	2,230,000	△150,000	・生涯研修センター委員会事業 ・スーパービジョン委員会事業 ・キャリア教育推進委員会事業
受取補助金等	20,880,000	21,700,000	△820,000	
受取地方公共団体補助金	850,000	660,000	190,000	・福祉、介護への理解促進事業
県受託収益	19,780,000	20,790,000	△1,010,000	・障害者権利擁護センター委員会事業 ・高齢者権利擁護推進事業 ・地域包括ケア専門職派遣システム構築事業 ・子どもの権利擁護のための相談体制事業 ・住宅改修等点検に係る専門職派遣事業
市町受託収益	250,000	250,000	0	・下関市成年後見利用促進事業支援業務
受取負担金	80,400	80,400	0	
受取負担金振替額	80,400	80,400	0	・寄付金事務的管理経費
受取寄附金	268,000	268,000	0	
受取寄附金振替額	268,000	268,000	0	・寄付金事業経費
雑収益	100,000	100,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	
会員管理手数料	99,000	99,000	0	・会費等回収手数料
経常収益計	37,467,400	38,218,400	△751,000	

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
(2) 経常費用				
事業費	31,581,000	32,454,000	△ 873,000	【担当部、委員会、事業など】
給料手当	5,908,000	6,272,000	△ 364,000	■権利擁護推進部 ○障害者権利擁護センター委員会
臨時雇賃金	5,460,000	5,760,000	△ 300,000	○高齢者権利擁護推進委員会 ・高齢者権利擁護推進事業
福利厚生費	10,000	10,000	0	・地域包括ケア専門職派遣システム構築事業
会議費	901,000	879,000	22,000	・住宅改修等点検に係る専門職派遣事業
旅費交通費	1,279,000	1,411,000	△ 132,000	○子ども権利擁護推進委員会 ○権利擁護センターばあとなあ山口委員会
通信運搬費	973,000	1,144,000	△ 171,000	・寄付金事業 ■地域支援部
消耗品費	435,000	475,000	△ 40,000	○スクールソーシャルワーク委員会 ○司法ソーシャルワーク委員会
印刷製本費	1,388,000	1,310,000	78,000	○災害支援委員会
賃借料	1,453,000	1,542,000	△ 89,000	■地域活動部 ○ソーシャルワーカー事業
保険料	206,000	206,000	0	■人材育成部
諸謝金	9,140,000	9,017,000	123,000	○キャリア教育推進委員会 ○生涯研修センター運営事業
租税公課	0	0	0	○スパービジョン委員会
支払負担金	4,342,000	4,342,000	0	■部共通事業 ○次世代育成事業
雑費	14,000	14,000	0	○広報事業
渉外費	72,000	72,000	0	■日本社会福祉士会連携事業
管理費	5,886,400	5,764,400	122,000	
給料手当	2,100,000	1,600,000	500,000	・職員給与
福利厚生費	1,679,000	1,669,000	10,000	・職員福利厚生
会議費	220,000	296,000	△ 76,000	・総会(2) ・理事会(2) ・ブロック長会議(1) ・監査(1)
旅費交通費	240,000	270,000	△ 30,000	・業務執行理事会議(随時) ・中国ブロック会長会議(1)
通信運搬費	120,000	120,000	0	・電話代 ・郵送代 ・インターネット
消耗品費	14,000	76,000	△ 62,000	・消耗品購入など
印刷製本費	50,000	140,000	△ 90,000	・印刷代
賃借料	600,000	730,000	△ 130,000	・事務局賃借料・会計ソフト ・印刷機・パソコンなど
諸謝金	200,000	200,000	0	・合理的配慮に係る経費
租税公課	110,000	110,000	0	・法人税
支払負担金	370,000	370,000	0	・関係団体会費 ・網紀案件事務委託料 ・e-ラーニング視聴負担金
雑費	163,400	163,400	0	・会員管理事務手数料、雑費
渉外費	20,000	20,000	0	
経常費用計	37,467,400	38,218,400	△ 751,000	
当期経常増減額	0	0	0	

科目	予算額	予算額	増減	備考
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	57,434,141	51,924,162	5,509,979	注1
一般正味財産期末残高	57,434,141	51,924,162	5,509,979	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	348,400	348,400	0	
一般正味財産への振替額	348,400	348,400	0	・ 寄付金事業経費、事務的管理経費
当期指定正味財産増減額	△ 348,400	△ 348,400	0	
指定正味財産期首残高	1,675,933	1,803,702	△ 127,769	注1
指定正味財産期末残高	1,327,533	1,455,302	△ 127,769	
III 正味財産期末残高	58,761,674	53,379,464	5,382,210	

・ 注1) 正味財産期首残高は、前々年度の決算に基づく正味財産期末残高を記載している。